

■ 京都府住宅審議会規則（平成26年7月25日 京都府規則第38号）抄

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

■ 京都府住宅審議会運営要綱 抄

（諮問の付議）

第6条 会長は、諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができる。

■ 京都府住宅審議会基本政策部会運営要綱

（設置）

第1条 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する計画又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項に規定する計画を京都府（以下「府」という。）が策定又は変更するにあたり、府の住宅政策に係る課題及び方向性等に関する事項について調査審議させるため、京都府住宅審議会規則（平成26年京都府規則第38号）第7条第1項の規定により、京都府住宅審議会に基本政策部会（以下「部会」という。）をおく。

（調査審議事項）

第2条 部会の調査審議事項は次に掲げるものとする。

（1）府の住宅政策をめぐる状況の分析及び課題の整理に関すること。

（2）府の住宅政策の方向性及び施策の基本的な方針に関すること。

（3）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及び円滑な入居に関すること。

（会議の招集）

第3条 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）に通知するものとする。

（欠席の届出）

第4条 部会委員は、部会に出席できないときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

（欠席委員からの意見書の提出）

第5条 会議を欠席する部会委員が議案に関する意見を表明しようとする場合は、あらかじめ部会長あて書面（以下「意見書」という。）により提出することができる。

2 前項により提出された意見書は、部会長が指名する者が会議において報告する。

（審議結果の報告）

第6条 部会における審議の結果は、部会長が審議会に報告するものとする。

（準用）

第7条 京都府住宅審議会運営要綱第4条及び第7条から第9条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、建設交通部住宅課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

京都府住宅審議会基本政策部会委員名簿

令和2年7月16日設置

氏名	所属団体・役職等
大窪 健之	立命館大学理工学部教授
岡田 まり	立命館大学産業社会学部教授
◎ 高田 光雄	京都美術工芸大学工芸学部長・教授
近本 智行	立命館大学理工学部教授
○ 檜谷 美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
藤野 敦子	京都産業大学現代社会学部長・教授
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所代表取締役 (不動産鑑定士・税理士)
浪波 哲史	独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店長
田中 伸和	独立行政法人都市再生機構理事・西日本支社長

◎:部会長 ○:部会長職務代理者 (敬称略)